

沖縄市立小中学校における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(令和7年9月30日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、職員への不当な要求行為等を防止することにより、業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、沖縄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、沖縄市立小中学校（以下「学校」という。）に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に、自動又は手動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により録音された通話の電磁的記録をいう。
- (3) 職員 学校に勤務するものをいう。

(通話録音装置の設置及び公表)

第3条 教育委員会は、学校の電話機について、各校の現状、意向その他の事項を把握し、通話録音装置を設置する。

2 教育委員会は、通話録音装置の設置及びその目的について、市のホームページにおいて公表するものとする。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、各学校の校長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

(職員の責務)

第5条 職員は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 管理責任者及び取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）、沖縄市個人情報保護法施行条例（令和5年沖縄市条例第6号）及び沖縄市教育委員会個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年3月31日教委規則第5号）を遵守し、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他安全確認等のため、通話録音装置の管理及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者、取扱者及び職員は、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話の録音)

第7条 通話の録音は、外線電話での通話の開始とともに自動で行い、又は職員が必要と判断した場合に手動で行うものとする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第8条 通話記録の保存期間は、通話記録が作成された日から30日以内とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 通話記録は、記録されたときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。
- 3 第1項に規定する保存期間を経過した通話記録は、手動、上書き等の方法により消去する。
- 4 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関からの要請があった場合その他通話録音装置の設置目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 5 管理責任者は、前項ただし書きの規定により通話記録を複製した場合は、施錠できる収納庫等に複製した通話記録を保管するなど、適切に管理しなければならない。
- 6 管理責任者は、複製した通話記録を破棄するときは、破碎を行うなど、通話内容が復元不可能な方法で破棄するものとする。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。ただし、当該利用又は提供が法第69条第2項各号の規定に該当するとき、その他法令に基づくときは、この限りでない。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。